

日中一時支援事業に係るQ&A

事業内容

Q1 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援や生活介護などの障害福祉サービスを利用する場合、その利用の前後に同じ居室で日中一時支援事業を利用することはできますか。

A1 利用できます。

Q2 日中一時支援事業の利用時間中に、障害福祉サービスなどの他の給付事業を利用することはできますか。

A2 本事業の利用時間中に、他の給付事業を利用することはできません。

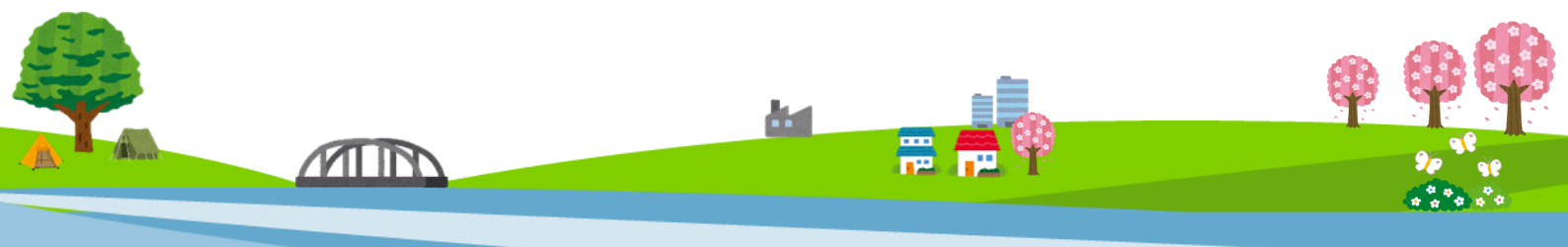
Q3 日中一時支援事業の利用だけの場合、サービス等利用計画の作成が必要になりますか。

A3 日中一時支援など地域生活支援事業だけを申請される場合は、サービス等利用計画案の提出は不要です。

ただし、短期入所等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児通所給付を同時に申請される方や、現在利用されている方については、サービス等利用計画案の提出が必要になります。

Q4 日中一時支援事業の利用時間中に、外出（散歩や体操など）をしてもよいですか。

A4 一時的に外出することは可能ですが、安全面等に配慮してください。



事業内容

Q5 日中一時支援の対象者を教えてください。

A5 市内に住所を有し、以下に掲げる者となります。

- 1.身体障害者手帳の所持者
- 2.埼玉県療育手帳制度による療育手帳の所持者
- 3.児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害との判定を受けた者
- 4.精神障害者保健福祉手帳の所持者
- 5.障害者総合支援法の対象となる難病にり患している者

ただし、本事業と同様の支援が障害福祉サービス又は介護保険サービスにおいて利用できる場合は、そのサービスが優先となります。

事業者登録

Q6 事業者登録をする場合、設備基準はどのようになっていますか。

A6 本事業実施要綱等では定めていませんが、本事業の提供に必要な設備及び備品等を備え、また避難経路が十分確保されるよう努めてください。

Q7 事業者登録をする場合、最低人員配置はどのようになっていますか。

A7 本事業実施要綱等では定めていませんが、最低人員配置について、常時1名以上を配置するとともに、利用者の安全面等に十分配慮された人員の配置に努めてください。

Q8 事業者の登録要件を教えてください。

A8 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を実施している事業者又は、障害児通所支援事業者が対象となります。

Q9 事業者登録をする場合、どのような書類が必要ですか。

- A9**
- 1.戸田市日中一時支援事業事業者登録申請書
 - 2.指定障害福祉サービス事業者の指定通知の写し
 - 3.職員の有する資格等の記載のある職員名簿
 - 4.傷害保険加入証書の写し
 - 5.その他参考となる書類（運営規定、平面図等）

※様式は障害福祉課ホームページに掲載しております。



請求

Q10 利用時間が1時間以内でも利用することができますか。

A10 利用できます。

ただし、費用の請求については、30分以上の利用があった場合となります。

Q11 月々の請求方法を教えてください。

A11 1.戸田市障害者日中一時支援事業請求書

2.戸田市障害者日中一時支援事業明細書・実績記録票

上記書類を事業実施月の翌月10日までに、障害福祉課にご提出ください。

※様式は障害福祉課ホームページに掲載しております。

Q12 同月に複数の事業所を利用した場合や障害福祉サービス等との上限合算はありますか。

A12 日中一時支援事業については、障害福祉サービス等との上限合算はしていません。そのため、日中一時支援事業だけで上限額を適用します。

同月に複数の日中一時支援事業所を利用した場合は、必ず受給者証を確認し、既に契約している事業所とあらかじめ調整してから利用者負担額を受領してください。

Q13 1日に時間を空けて2回利用した場合、どのように請求すればよいですか。

A13 同日の場合、利用時間は合算し請求してください。

例) ① 9:00~10:00 1時間

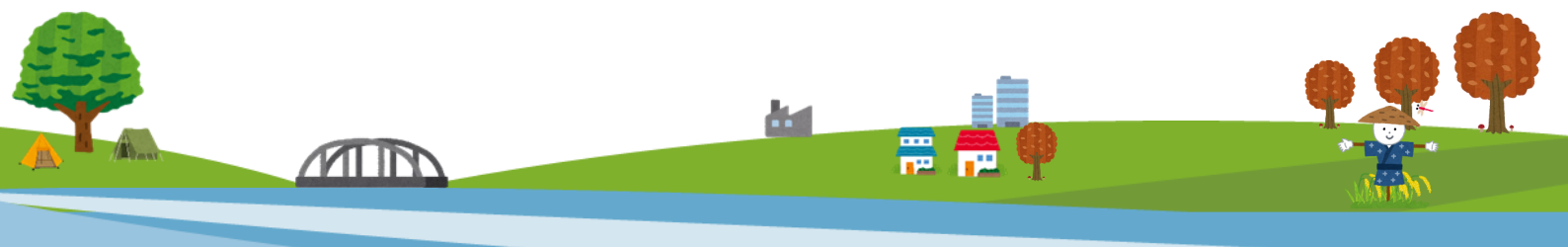
② 16:00~17:30 1時間30分

上記利用の場合、合計2時間30分の利用となり、2,000円が請求できます。

利用者負担

Q14 利用者の費用負担はありますか。

A14 利用者の負担割合は、サービス単価の1割となりますが、利用者本人や世帯の課税状況によって、利用者の上限月額を設定しています。



利用者負担

Q15 利用者の上限月額はどのような設定ですか。

A15 日中一時支援事業の上限月額については、障害福祉サービスや移動支援事業の上限月額に準じています。

送迎

Q16 自宅と事業所間の往復で送迎した場合は、送迎2回と算定されますか。

A16 算定されます。

Q17 車以外の方法で送迎を行った場合、算定の対象となりますか。

A17 対象となります。

Q18 車で送迎を行う場合、福祉有償運送の登録が必要ですか。

A18 必要ありません。

Q19 日中一時支援を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A19 原則、日中一時支援の送迎については、移動支援を利用することはできません。

ただし、日中一時支援事業所へ送る予定であった家族等が、体調不良により送ることが困難な場合については、例外的に利用することが認められる場合があります。

Q20 放課後等デイサービス事業者等から日中一時支援事業者に移動する際など、両事業者とも送迎ができる場合、障害福祉サービス等の送迎加算と日中一時の送迎のどちらが優先されますか。

A20 特に、優先順位等は定めておりませんので、利用者の不利益にならないよう両事業者であらかじめ調整をお願いします。

また、重複請求がないよう併せて調整をお願いします。

(送迎1回につき、1事業者からの請求)

